

## 国民健康保険に関する用語

### 【全体】

#### ○ 国民健康保険事業特別会計（国保特別会計）

国保事業の経理を行う会計のことで、一般会計と区別されています。

平成30年度からは、都道府県と市町村がともに国保の運営を担うため、都道府県にも国保特別会計が設置されました。

#### ○ 後期高齢者医療制度

75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある方や寝たきりとなっている方を対象とする独立した医療保険制度のことで、

保険者は各都道府県に設置されている後期高齢者医療広域連合です。

社会保険診療報酬支払基金は、各保険者から納められた支援金を後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金として交付されます。

#### ○ 保険者

保険事業の運営主体のことで、

国保の保険者は、市町村と国民健康保険組合でしたが、平成30年度からは、市町村国保においては、都道府県が市町村とともに保険者となりました。

なお、国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体であり、市町村が行う国保事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限り、都道府県知事の認可を受けて設立することができます。

#### ○ 被保険者

社会保険や共済組合、後期高齢者医療制度などへの加入や一定の適用除外の規定に該当しない限り、市町村の区域内に住所を有する方は、その意思にかかわらず、国保の被保険者とならなければなりません。

#### ○ 保険給付費

保険事故（疾病、負傷、出産又は死亡のこと）の発生により、保険者から支給される給付のことで、いわゆる国保の負担している7割ないし8割部分のことで、

このうち、保険医療機関への受診によって診療を受ける場合は、療養の給付として現物給付に分類され、療養費等の現金で支給される給付は現金給付に分類されます。

## 【国保税関係】

### ○ 保険料・保険税

国保事業に必要な費用を賄うため、市町村保険者が被保険者の世帯主から徴収するものです。徴収方法には保険料と保険税があり、両者の賦課方法に大きく異なる点はありませんが、徴収するための根拠法が前者は国保法で、後者は地方税法です。

(埼玉県は全市町村、保険税を採用)

### ○ 調定額

国民健康保険税を、税率で算定した額で、被保険者への賦課額です。

(収納率が100%の場合の数値)

### ○ 医療分

保険税収入のうち、国民健康保険制度の加入者の保険給付費の財源となり、県に納める事業費納付金に充てられます。

### ○ 後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度の被保険者への保険給付費分を賄うために、国保等の各医療保険の保険者が被保険者から徴収した保険税の一部を、社会保険診療報酬支払基金に納める納付金のことで、県に納める事業費納付金に充てられます。

### ○ 介護納付金分

被保険者が納める保険税のうち、介護保険制度の保険給付に充てるための納付金として徴収されている部分です。被保険者のうち、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が納付の義務を負い、県に納める事業費納付金に充てられます。

○ 所得割：一世帯当たりの国保の被保険者の前年の総所得金額等に応じ算定される保険税

○ 資産割：一世帯当たりの固定資産税額に応じて算出する保険税

○ 均等割：一世帯当たりの国保の被保険者の人数に応じて算定される保険税

○ 平等割：一世帯当たりに課せられる保険税

※ 上記賦課方式が4項目あることから4方式といいます。

※ 入間市は、令和6年度より所得割、均等割の2項目を採用した「2方式」により賦課しています。

- 応能割：所得、資産などの被保険者の負担能力に応じて負担する部分  
「所得割」、「資産割」
- 応益割：被保険者一人当たり課せられる一定額又は一世帯当たり課せられる一定額  
「均等割」、「平等割」

### 【国・県からの交付金関係】

#### ○ 普通交付金

普通交付金の保険給付費等交付金については、都道府県が条例で定め、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、その同額を交付する必要があります。市町村は受け取った給付を保険給付費に充てることとなり、市町村の行った保険給付費額と都道府県の行った普通交付金額は基本的に一致します。

その財源は、国や都道府県からの公費や各市町村からの納付金、前期高齢者交付金等によるものです。交付の時期については、市町村の資金不足とならないよう、基本として毎月交付することが必要です。

#### ○ 特別交付金

特別交付金の保険給付費等交付金については、市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整を行うこととなります。具体的には

- ・ 国の特別調整交付金の市町村のために交付される部分
- ・ 都道府県繰入金のうち、個別の市町村に交付される部分
- ・ 国の市町村に対する保険者努力支援制度分
- ・ 国及び都道府県による特定健診費用

を財源として、特別交付金が交付されます。

各市町村は特別交付金を納付金の支払いの一部に充てますが、特定健診など個別の給付目的に位置づけられた交付については、その財源として充てることとなります。

### 【県に納める事業費納付金関係】

#### ○ 国民健康保険事業費納付金

都道府県の国保特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村が都道府県に納める納付金

のことで。

国民健康保険給付費等交付金とは、市町村の国保特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村に交付する交付金のことで。

○ 標準保険税率

都道府県が毎年度、厚生労働省令で定めるところにより算定した市町村ごとの保険税率の標準的な水準及び都道府県内の全ての市町村の保険税率の標準的な水準を表す数値のことです。この数値を参考として市町村ごとに税率を設定します。

**【補てん財源関係】**

○ 国民健康保険財政調整基金

特別会計とは別に、コロナ禍のような不測の事態に対応できるよう、蓄えられているお金のことで。

○ 一般会計繰入金

一般会計からの繰入は、国保会計以外に市町村が負担すべき分として法令で定められた「法定繰入金」と、市町村が独自に繰入を決定した「法定外繰入金」に分かれます。

(1) 法定繰入金

① 保険基盤安定繰入金

低所得者が多い国保の構造的問題に対応するためのもので、以下の2種類があります。

ア 保険税軽減分 保険税軽減の対象となる被保険者の保険税について、軽減相当額を一般会計から繰入れるもの（財源：県3／4、市1／4）

イ 保険者支援分 中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に、保険税軽減となる低所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を繰入するもの（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

② 未就学児均等割軽減分繰入金

未就学児に対する均等割保険税軽減額相当額を一般会計から繰入するもの（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

③ 産前産後保険税繰入金

出産する被保険者に対する産前産後期間相当分の保険税免除額相当額を一般会計から繰入れるもの（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

④ 事務費等繰入金

国民健康保険事務に要する経費相当分について、一般会計から繰入れるもの

⑤ 出産育児一時金繰入金

出産育児一時金に係る費用の2／3を市負担分として、一般会計から繰入れるもの

⑥ 財政安定化支援事業繰入金

「被保険者に低所得者や高齢者が多い」、「病床数が過剰である」などの保険者の責めに帰することのできない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して、一般会計から繰入れるもの

(2) 法定外繰入金

法定外繰入金は「①決算補填等目的」、「②決算補填等以外の目的」、「③繰上充用金の新規増加分」の3つに分類されます。

① 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金

ア 決算補填目的のもの

- ・ 保険税の収納不足のため・高額療養費貸付金

イ 保険者の政策によるもの

- ・ 保険税の負担緩和を図るため

（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分を含む）

- ・ 地方単独の保険税の軽減額
- ・ 任意給付に充てるため

ウ 過年度の赤字によるもの

- ・ 累積赤字補填のため
- ・ 公債費等、借入金利息

② 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金

- ・ 保険税の減免額に充てるため
- ・ 地方単独事業の波及増補填等

- ・ 保健事業費に充てるため
- ・ 直営診療施設に充てるため

- ・ 基金積立
- ・ 返済金

- ・ その他（事務費、地方単独事業、健康管理センター等施設管理費・運営費、震災の影響によるもの等）

③ 繰上充用金の新規増加分

- ・ 前年度と比較して増加した場合のその増加部分

※ 繰上充用金：当年度の収入が支出に対して不足した場合に翌年度の収入を繰り上げて、当該年度の収入不足を補填するもの

※ 埼玉県内の市町村は該当なし